



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

◇ ◆ ◇ ～ 啓 発 月 間 の お 知 ら せ ～ ◇ ◆ ◇

6月は「就職差別撤廃月間」です ▶▶▶ ≪しない させない 就職差別≫

～ 働くのは私！ 私自身を見てください ～

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

採用選考は、応募者の基本的人権を尊重するとともに、応募者本人の適性や能力に基づき、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

また、個人情報保護の観点から、応募者より提出された履歴書などの取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにしなければなりません。

大阪府では、本年も6月を「就職差別撤廃月間」と定め、様々な啓発事業を行います。

また、東大阪市でも、同期間中、ハローワーク布施や東大阪市企業人権協議会などと連携をはかり、就職差別の撤廃へ向けた啓発活動に取り組みます。

就職の機会均等を保障する事の大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

就職差別
110番

- ◆開設期間 6月1日(火)～30日(水)(*閉庁日を除く) 午前10時～午後6時
- ◆電話相談 06-6210-9518
- ◆Eメール rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp (*期間中随時)

☆お問合せ☆

大阪府商工労働部 雇用推進室 電話 06-6210-9518

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です ▶▶▶ 『外国人雇用はルールを守って適正に』

～ 雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

外国人が在留資格の範囲内で、その能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。

●外国人雇用状況の届出義務

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。(特別永住者及び在留資格が「外交」「公用」の者を除く)ハローワークでは、雇用環境の改善に向けて事業主への助言・指導、離職した外国人への再就職支援を行います。また、届出に当たり外国人労働者の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

●雇用管理を適正に

雇用対策法に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。これに沿って職業環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

●外国人雇用管理アドバイザーのご利用を

外国人労働者の雇用に関する事業主の疑問や不安について、外国人管理アドバイザーが無料で相談を行います。

☆お問合せ☆

ハローワーク布施 企画部門 電話 06-6782-4221(部門コード 32#)